茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例(案)に関する意見募集の実施結果

1 意見募集期間

令和5年9月1日(金)~令和5年9月30日(土)

2 意見提出者数

22人 (意見総数92件)

3 意見の概要

(1)規制対象に関する御意見

(1)規制対象に関する御意見	
意見要旨	意見に対する県の考え方
対象保管物として「廃棄物は除く」とされているが、廃棄物処理許可業者が再生資源物を保管する場合は、本条例の対象外となるのか。 「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」に基づく指定処理施設は、廃棄物処理許可施設に	廃棄物処理法に基づき廃棄物処理業の許可等を 受けた事業場において、再生資源物を屋外保管す る場合は、屋外保管を適正に行うことができる者 として、本条例を適用しない考えです。
に基づく指定処理施設は、廃棄物処理計可施設に 含まれるため、本条例の対象外となるのか。 既存事業者の中には、家電リサイクル法の対象 物を収集している者もおり、フロン等の適正処理 に課題がある。これらの既存事業者も、届出のみ で許可を受けられてしまうのか。	既存事業者については、期限内に届出をすれば 許可を受けたものとみなす規定を設ける考えです が、本条例に基づく届出の有無に関わらず、家電 リサイクル法の対象物を取り扱う場合には、廃棄 物処理法の有害使用済機器に該当することから、 同法に基づく届出及び適正な管理が必要となりま す。
紙類は再生資源物の対象保管物としないのか。	紙類は本条例の規制対象としない考えです。
自社で原料として利用するため、再生資源物を 購入して保管する場合は、本条例の規制対象とな るか。	最終的な製品を製造するために、原材料として 保管されている再生資源物については、「業とし て再生資源物の取引を行うため、屋外で再生資源 物を保管すること」に該当しないため、本条例の 対象としない考えです。
外部からの収集・購入ではなく、自社工場内で発生した副産物または使用済みの資源物を、有価物として販売するために、(屋外で)保管しているものは本条例の対象外か。 加工委託を受けて、金属くず(委託元発生)を	自社工場内において発生した副産物や使用済みの有価物、加工委託を受けた金属くずなどは、本条例における再生資源物「使用を終了し、収集された金属等を原材料とするもの」に該当しないため、本条例の対象としない考えです。
預かり、自社で溶解して返却する場合は、本条例の対象外か。	コンカルートナケート・フェールト
コンクリートは主に廃棄物として収集されており、有価物として収集される例が想定しにくいことに加え、再生資源物の対象とすることで、コンクリート自体が有価物であるかのような誤解を生じかねない。規制対象から除外するか、有価物として収集される場合を明示し、限定された場合のみであることを明確にしてほしい。	コンクリートも有価物として収集される可能性があることから、規制の対象とする考えです。 なお、廃棄物処理法に基づき許可を受けた処理施設で、廃棄物を処理した後の処理後物(有価物)については、本条例を適用しない考えです。 条例施行の際には、具体的な事例に即して規制の対象となる場合を明示するなど、明確な運用に努める考えです。

規制対象となる再生資源物について、廃棄物ではなく再生資源物(有価物)であると、どのように判断するのか。	廃棄物に該当するか否かは、環境省の通知(行政処分の指針)に基づき、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思の5条件に照らし総合的に判断し、廃棄物に該当する場合は、廃棄物処理法に基づき適正な処分や保管を指導します。
再生資源物については、事業者の誤解を避ける ため、明確に定義を行うほか、具体的な事例に即 してその内容を明らかにしていただきたい。	条例施行の際には、再生資源物を扱う具体的な 事例に即して規制の対象となる場合を明示するな ど、明確な運用に努める考えです。
屋外保管事業場面積が100㎡以下の場合、届出や保管基準等の規制はかかるのか。	敷地面積が100㎡以下の屋外保管事業場については、既存事業者の届出(新規の場合は許可)は不要ですが、保管基準は適用する考えです。
同一敷地内に複数の集積場があり、それぞれが 100㎡以下である場合、合算して100㎡を超えるかどうかで、許可対象を判断するのか。	許可の要不要については、再生資源物の集積面積ではなく、屋外に保管する事業場の敷地面積で判断する考えです。隣接して複数の屋外保管事業場がある場合は面積を合算し、100㎡を超える場合には、許可を必要とする考えです。
再生資源物が、地域住民の生活環境の保全及び 災害の防止と、どのような因果関係を想定して条 例を制定するのか、具体的に提示してほしい。	再生資源物は、鉄スクラップ等が高く積み上げ保管されることによる崩落等の事故や、プラスチック等の火災の発生のおそれがあり、また、作業時の騒音振動の発生により、生活環境への支障が懸念されることから、これらを防止するため本条例を制定する考えです。

(2)許可等に関する御意見

意見要旨	意見に対する県の考え方
廃棄物処理法の規定による産業廃棄物の事業場 外保管や有害使用済機器の保管及び処分について は届出制となっているが、再生資源物の保管を許 可制とする理由は何か。	再生資源物の保管事業場では、有害使用済機器に該当する家電等より大きな業務用機器が保管されているなど、より環境への影響が大きいと考えられることから、有害使用済機器の届出制より厳しい許可制とすることが適切であるとの考えです。
県知事の許可制にすべきである。また、変更が ある場合にも、抜け道ができないようにすべきで ある。	屋外保管事業場の設置は許可制とし、再生資源物の保管に変更がある場合等には、変更許可を必要とする考えです。
許可にあたっては、法人登記や納税状況、従業員の国籍(就労ビザの有無)、労働基準法の遵守 状況等を確認すべき。	他法令の違反を覚知した場合は、関係機関に通報するなど適切に対応する考えです。
再生資源物の加工方法や処理フロー図等を提出 させ、適正に事業を行っているか確認すべき。	許可時には、再生資源物の保管方法の確認に加え、再生資源物を加工する場合にはその方法や工程についても確認する考えです。 また、事業が廃棄物の処理に該当するおそれがある場合には、廃棄物処理法に基づき厳正に指導します。
事業場の許可とは別に、スクラップ取扱者等 ヤードに関する国家資格を設け、各事業所の広さ によって資格所持者の人数を決め、責任者として 配置させるべき。	本条例は、管理者の知識や技能によって適正化を図るのではなく、事業計画や事業場の構造、設備等によって、事業者が適正な事業を実施できるかどうかを審査し、許可又は不許可を判断する考えです。 そのため、管理者が特定の技能や資格を有することや、その配置等を要件とする趣旨の規定は設ける予定はありません。

金属スクラップのヤードに、プレス機等の施設 本条例は、再生資源物の屋外保管について規制 を設置する場合、条例において規制対象となる するものであり、処理施設の設置に関する規制は ありません。 か。 ただし、設置する施設が他法令により規制を受 ける可能性があるため、許可申請などの際、関係 機関への相談を助言するなど適切に対応します。 立入検査の際には、厳正な検査を行うことと 厳正な検査取り締まりを行ってほしい。また、 し、事業者には、日本語で意思疎通できる体制を 言葉が通じないことや責任者不在で対応できない ことを防ぐため、日本語で意思疎通ができる責任 求める考えです。 者の常駐を義務付けるべき。 なお、日本語で意思疎通できる責任者の常駐に ついては、条例施行後の状況により、その必要性 を検討する考えです。 事業場には、管理棟などの施設を設置する必要 本条例では、管理棟の設置は義務付けない考え はあるか。 です。 事業場が借地の場合には、地主にも事業者と同 生活環境に支障が生じた場合、一義的にはその じ責任を負わすべき。 原因者である事業者が義務や責任を負うため、土 地所有者に責任を負わせることは難しいと考えま す。 ただし、貸した土地に廃棄物が残置されたり土 壌が汚染されたりする可能性があるため、ヤード 用地として土地を貸し出す場合のリスクを周知す るなど、トラブル防止に努める考えです。 本条例は、県民生活の安全確保や、県民の生活 管理不適切なヤードが適正化されることは賛成 だが、国内は資源に乏しくリサイクルの推進が不 環境保全上の支障防止の観点から、一定の敷地面 可欠である。適切に管理できる業者が新規ヤード **積を超える再生資源物の屋外保管事業場の設置を** を設置できず、リサイクル推進に逆行することの 許可制とするとともに、屋外保管が適正に実施さ れるための基準等を定めたものであり、再生資源 ないよう配慮願いたい。 物の所有や取引すること自体を制限する考えはあ りません。 設置場所は半径100m以内に住宅等が存在しない 一律に住宅等の100m以内に立地できないように 場所とし、隣接地権者(土地所有者)と周辺住民 することで、農地や山林が多い地域にスクラップ ヤード等が集中し、豊かな自然環境の破壊につな (100mから300m区間)からの同意取得と、同意 書の提出を義務付けるべき。 がるおそれがあります。 また、設置許可にあたり、周辺住民等の同意を 要件とすることは、営業の自由を過剰に侵害する おそれがあり、難しいと考えます。 生活環境の悪化要因とならないよう、市街化区 スクラップヤード等の様々な問題は、崩落等の 域に設置できないようにすべき。 危険が生じたり、生活環境の保全に悪影響が生じ るような不適切な保管によるものであることか ら、本条例を適切に運用することで、再生資源物 住宅等から100m以内にはヤードを設置できない が適正に保管されるよう努める考えです。

ようにすべき。

地域住民への説明会の説明項目、参加者の範囲 住民説明会は、屋外保管事業場の設置により生 を明確にし、説明会への参加率や賛否比率も重視 活環境に支障が生じるおそれがあると思われる範 すべき。また、周囲が農地や空地の場合は、土地 囲として、事業場の敷地境界から300m以内の住民 等を対象とすることを検討しています。 所有者への説明会も実施すべき。 また、事業を行う際は住民の理解を得ることが 重要であるため、事業者に対し、説明会の十分な 周知や、住民が集まりやすい場所や時間帯での開 催などを指導するとともに、許可の際、住民理解 住民説明会の対象範囲はどのように規定し、そ の対象範囲とした理由は何か。 の促進に向けた取組を確認し、その適否を判断す る考えです。 市町村などの関係機関には、事業場に関する情 住民以外にも、市町村や消防、警察にも周知す 報提供を行い、条例の適正な運用に努める考えで べき。住民の反対意見については、行政が聞き取 り調査を行い住民の生活環境を守るべき。 生活環境が守られるよう、事業者に対し保管基 また、説明会を開催したものの住民の参加がな 準の遵守などを、適切に指導していく考えです。 かった場合でも許可申請は可能なのか。 事業内容の変更時にも説明会は必要となるか。 変更許可の際には、説明会は必要としない考え です。 住民説明会は、新規に屋外保管事業場を設置す 開業時のほか、既存事業者も含め年1回以上の 住民説明会を義務化すべき。 る際、周辺地域の住民に事業の内容を周知するた め、事業者に開催を求める考えです。 営業の権利の侵害になる可能性が高いことか 銅ケーブル等は、盗品が流通している可能性も あることから、銅ケーブルの買取及び保管を不可 ら、一律に銅ケーブルの買取りや保管を禁止する とすべき。 ことは難しいと考えます。 外国人が営業するヤードは、労働関係法令に違 他法令の違反が疑われる事案を発見した場合 反する状態の可能性があるので、適法であるか許 |は、事業者に対し当該法令を所管する行政機関< の相談を指導するとともに、当該行政機関に情報 可要件として確認すべき。 提供を行うなど、適切に対処する考えです。 新規ヤードは農地を転用して設置されることが あるが、農地転用の許可を受けていなかったり、 地目が変更されていなかったりする可能性がある ので、農地法の手続きが適正になされているか確 認すべき。 重機やクレーンの操作、溶断作業など必要な資 格を取得し、労働関係法令を遵守できているか疑 問であるので、確認・指導すべき。 火災を防止するため、ヤード内の産業廃棄物は 再生資源物のヤードにおいて産業廃棄物の不適 半年から1年に一度を目安に片付けさせるべき。 正保管等が確認された場合は、廃棄物処理法に基 また、廃棄物を山林などに棄てられないよう、処 づき、厳正に指導します。 分先も追跡すべき。 許可なく家電リサイクル法に該当する物品を取 無届で有害使用済機器を保管している場合に 扱っている例があると思われるので、指導すべ は、廃棄物処理法に基づき適切に指導するほか、 き。地球温暖化を防止するため、フロンガスは適 関連法令の担当機関へ情報提供を行うなど、適切 正に回収すべき。 に対応する考えです。 放射能汚染のおそれのあるスクラップが搬入さ 放射能汚染については他法令で規制されている れた場合の報告義務と管理義務について規定すべ ことから、本条例では対象としない考えです。 き。

(3) 保管基準等に関する御意見

意見要旨	意見に対する県の考え方
保管場が広い場合でも、囲いの設置は必要か。	むやみに外部の人が事業場内に立ち入らないよ う、囲いの設置を必要とする考えです。

高い囲いが設置されているヤードは、内部で何 ヤードに設置する囲いは、外部から保管の状況 が行われているか分からず不安であるので、内部 が確認できる構造とすることを規定する考えで が確認できるようにすべき。 保管基準について、保管容量や積み上げる高 保管基準については、保管高さや保管面積の さ、面積以外にも具体的に示していただきたい。 他、再生資源物の荷重が囲いに直接かかる場合に は構造耐力上安全であることや囲いの上端から 50cm以上低くすること、汚水の飛散・流出・地下 浸透の防止、電池、潤滑油その他の火災の発生等 のおそれがあるものの適正回収・処理などを定め る考えです。 再生資源物の保管基準に、一つの保管面積200㎡ 再生資源物については、廃棄物処理法で定める 以下,保管間隔2m以上、保管の高さ5m以下な 有害使用済機器に類似するものが多いことから、 ど、産業廃棄物の保管基準よりも厳しい基準を設 同法の有害使用済機器の保管基準に準じた基準と ける理由は何か。 する考えです。 火災時の延焼防止や崩落防止のため、再生資源 保管場所に不燃材料の壁で仕切りを設けて分割 物の保管の間隔を2メートル以上にすることにつ する場合には、保管単位の間隔を2m以上としな いては、壁等で保管場所を分割する代替方法も認 くても良いこととする考えです。 めてほしい。 保管場所に擁壁等の仕切りがある場合や、コン テナ等の容器で保管する場合も、保管間隔2m以 上の基準は適用されるのか。 保管高さは住宅の日照を妨げないようにすべ 住宅地との高低差に応じた基準を設ける考えは き。ヤードと住宅に高低差がある場合、住宅が受 ありませんが、容器を用いずに屋外保管する場合 ける日照や騒音などの影響が平地と異なるので、 の高さについては、崩落防止等のため、「勾配比 高低差を考慮した保管基準としてほしい。 1:2| または5mのいずれか低い方とする考え です。 事業開始後、騒音・臭気等周辺環境への悪影響 施設稼働後に騒音・悪臭など周辺の生活環境に が確認され、住民から改善の申し出があった場 支障が生じる事案が発生した場合には、状況を確 合、事業者は、改善に向けた対応について、住民 認したうえで、事業者に対し改善指導等を実施す と協議する必要はあるか。また、県や市町村への る考えです。 改善結果の報告は必要か。 騒音や振動の適正化に向け、新たな規制値を定 騒音や振動の規制については他法令等で定めら めるのか。 れているため、本条例においては、生活環境の保 全上支障が生じないように必要な措置を講ずるこ 騒音や振動の規制値は、住宅地との距離や、 とを定め、事業者に対応を求める考えです。 途地域に応じ、適用する基準値を定めるべき。 設備稼働時間における騒音振動の規制強化が必 要である。騒音・振動防止のためには、防音壁や 防振装置を設置することが理想的と考える。 騒音対策のため、防音効果の高い囲いを設置す べき。振動対策として、アスファルトやゴムマッ トの設置や荷下ろし高さの制限などをすべき。 既存事業者について、周辺環境に著しく悪影響 本条例では、事業者に対し自己測定を義務付け

を及ぼしていないか、公害項目について独自測定 ていませんが、生活環境に支障が生じている場合 には、状況を確認したうえで、事業者に対し改善 指導等を実施する考えです。

一律の規制は難しいと考えますが、重機等の使 100m以内に住宅地がある場合、平日の9時~18時 以外、及び土日祝祭日は、重機の使用を禁止すべ 用により生活環境の保全上支障が生じないよう、 き。 必要な措置を講ずることを定め、事業者に対応を 求める考えです。

させるべき。

排水が発生する場合、どのように対応する必要があるか。 水質汚濁、土壌汚染の原因にならないよう「水質汚濁防止法」の特定施設に準じた規制をかけられるようにすべき。	汚水が発生する場合、公共水域及び地下水の水質汚濁等を防止するため、地下浸透の防止策及び排水設備の設置を義務付ける考えです。
不適正な保管等を行った場合、その土地は油や 重金属によって汚染される可能性が高いため、借 地は原状回復してからの返却を義務付けるべき。	土壌汚染を防ぐため、地下浸透の防止策及び排水設備の設置を義務付けるほか、ヤード用地として土地を貸す場合のリスクを周知するなど、トラブル防止に努める考えです。
100m以内に住宅地がある場合は、住宅地のJIS照度基準を基準値とすべき。	照明に関する基準は設けない考えです。
台風等の際の屋外保管物の飛散防止対策等について、事業者に綿密な対応計画を提出させるべき。	屋外保管事業場の許可申請の際、事業者に災害 防止計画の提出を求める考えです。
バッテリーはスパークによる火災の発生のおそれがあるので、事業者に取扱基準を設置させるべき。 発火原因になるバッテリーや電池等の保管基準	電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のお それのあるものについては、保管前に適正に回収 し、分けて保管することを規定する考えです。 なお、消防法違反が疑われる事案を発見した場 合には、消防機関に情報提供するなど、適切に対
は、厳しくすべき。 ヤード設置場所は農地の奥や山際など、道幅が狭く通行に支障がある場合が多く、緊急車両が通れず火災発生時に消火が困難である。許可条件に、緊急車両が通れ、消火作業を行える道路幅・待機場所の確保を明記すべき。	処する考えです。
保管に関する記録はどの様な内容を記録するのか。また、既存事業者も5年間の保存が必要か。	新規事業者、既存事業者に関わらず、搬入又は 搬出した再生資源物について、その取引年月日及 び取引先ごとの数量等を記録し、5年間保管する ことを義務付ける考えです。

(4) 行政処分等に関する御意見

意見要旨	意見に対する県の考え方
年1回以上、立入検査を実施すべき。	条例施行後には、定期的な立入検査を実施する考えです。
県だけでなく、市町村の監視・指導・協力が不可欠である。	市町村をはじめとする関係機関と連携し、指導 する考えです。
公害を発生させ、環境基準値を超えた場合、改善するまで操業を一時停止させるべき。併せて、事業所には、周辺住民に対し原因を説明させ、行政が指示した項目を自己測定させるべき。	生活環境に支障が生じている場合には、状況を 確認したうえで、事業者に対し改善指導等を実施 する考えです。 なお、指導に従わない場合は、必要に応じ勧告 を行い、措置命令等の行政処分も検討する考えで す。
立入検査の結果、是正勧告できるような規定とすべき。 許可期間内であっても、違反行為が繰り返されるなど悪質な場合には、営業停止や許可の取り消しができるようにすべき。	指導に従わない事業者に対しては、是正勧告を 行い、その勧告に従わなかった場合、事業者名の 公表や、措置命令等を行い、さらに命令に違反し たとき等は許可を取消すなど、厳正に対処する考 えです。

(5) 公表に関する御意見

意見要旨	意見に対する県の考え方
勧告に従わなかった場合、「事業所名」を公表できるようにすべき。	是正勧告に従わない事業者に対しては、事業者 名などを公表することを考えています。
騒音対策を実施した事業者は、「優良企業認定」のような制度を設け、公表してはどうか。	事業者には、生活環境の保全上支障がないよう 必要な措置を講ずることを義務付けるため、すべ ての事業場で、必要な措置が実施されるよう指導 する考えです。

(6) 罰則等に関する御意見

意見要旨	意見に対する県の考え方
条例違反者への処罰を厳格にし、罰金を大幅に 拡大すべき。 罰則については、罰金等の適用ができるように すべき。	措置命令や使用停止、許可取消等の行政処分の他、懲役及び罰金を科す罰則規定を設けるとともに、条例違反の改善指導に従わない事業者に対しては、行政処分を厳格に実施し、必要に応じて刑事告発する考えです。
法令を無視した違法なヤードの設置を防ぐため、違反行為があった場合には、土地を貸している地主にも罰則を適用できるようにすべき。	生活環境に支障が生じた場合、一義的にはその原因者である事業者が義務や責任を負うため、土地所有者に責任を負わせ、罰則を適用することは難しいと考えます。 ただし、貸した土地に廃棄物が残置されたり土壌が汚染されたりする可能性があるため、ヤード用地として土地を貸し出す場合のリスクを周知するなど、トラブル防止に努める考えです。

(7) 既存事業者への対応に関する御意見

意見要旨	意見に対する県の考え方
長期の営業実績を持ち、その間近隣住民からの苦情等が無い事業者については、規制緩和措置等を設けてほしい。	条例施行の際、既に屋外保管事業場を設置している既存事業者に対しては、経過措置として、届出により許可を得たとみなす規定を設ける考えです。 また、許可(既存事業者は届出)にあたっては、再生資源物を適正に保管できるかどうかを、事業計画や事業場の構造、設備等の観点から客観的に審査を行うこととしており、苦情が無いことをもって省略や代替できるものではないため、規制緩和措置は設けない考えです。
囲いの倒壊等のおそれがあるような危険性のある既存の事業場であっても、届出のみで許可を受けられてしまうのか。	条例施行後の新規の設置許可については、住民等への周知や使用前検査が必要となりますが、既存事業者は届出により許可を得たとみなす規定を設ける予定です。
既存事業者については、所定の期間内に届出をすることで、許可証が交付されるのか。また、書類審査だけでなく、現地審査も行われるのか。	ただし、保管基準は、既存事業者にも条例施行時から適用されるため、既存事業者の届出時に、保管基準などの適合状況を確認し、届出を受理す
既存ヤードの場合は、所定期間内の届出で、事業許可、住民等への周知、使用前検査が省略されるのか。	る考えです。
既存事業者の保管については、届出の時点で条例の保管基準に適合させることが必要か。	また、届出後には、立入検査などにより保管基準の遵守状況などを確認し、必要に応じて改善指導を行う考えです。
既存ヤードにも、一定の猶予期間の後、条例が	保管基準は、既存事業者にも条例施行時から適用する考えです。
適用されるようにすべき。また、不定期で各ヤー	騒音等の測定については、生活環境への支障の
ドの騒音等を測定してほしい。	状況に応じて対応する考えです。

既存ヤードには、騒音振動の規制を1年間猶予 し、規制を遵守する対応をとるか、移転するかの 選択肢を事業者に与えるべき。	騒音・振動に係る規制は、既存事業者にも条例 施行時から適用する考えです。 なお、生活環境に支障が生じている場合には、 状況を確認したうえで、事業者に対し改善指導等 を実施する考えです。
既存事業者への条例の周知は、どのような方法で行うのか。	県ホームページ等への掲載のほか、事業者向け 説明会の開催や、既存の屋外保管事業場の巡回訪 問により、条例を周知するとともに、既存事業者 の届出指導を行う考えです。
既存事業者かどうかは、どのような基準で判断する考えか。また、条例の施行日前後で再生資源物の保管を開始したような場合は、どのような対応を想定しているか。	条例施行の際、既に屋外保管事業場を設置している事業者を既存事業者とする考えであり、届出の際、条例施行日以前に既に事業場を設置していたことを示す客観的書類(ヤード設置に係る工事記録、再生資源物の取引記録、撮影日時が分かる写真等)の提示を求め、それをもとに判断する考えです。

(8) その他の御意見

(8) その他の御意見	
意見要旨	意見に対する県の考え方
ヤード設置者には、適切な設備の設置、買取の際の身元確認による追跡可能な記帳、周辺住民への説明や同意、廃棄物処理法の理解等、厳格な取組を求め、盗難防止や不法投棄の予防を図ってほしい。	条例の適切な運用により、再生資源物の適正保管を推進し、同時に廃棄物処理法についても適切に運用し、廃棄物の適正処理を推進する考えです。
条例に関し、個別相談できる窓口を設置してほ しい。 住民からの苦情・相談の連絡先を明示してほし い。	条例に関する相談や、屋外保管事業場に関する 苦情等は、茨城県県民生活環境部廃棄物規制課の 施設指導グループ (TEL 029-301-3027) において 受け付けます。
条例の基準に適合しない事業所でも期限内に届出をすると、許可を受けたものとみなされるのか。その場合、駆け込みによって新規設置されるおそれがあるので、速やかに条例を制定すべき。	既存事業者の届出を受け付ける際は、保管基準など許可要件への適合状況を確認するとともに、 条例施行日以前に既に事業場を設置していたことを示す客観的書類の提示を求め、それをもとに判断する考えです。 また、条例については、今後できるだけ早期の制定を目指す考えです。 なお、既存事業場についても条例施行時から保管基準等が適用されることから、不適正な保管が長期に改善されない事業者に対しては、行政処分を含め厳正に対処してまいります。
供託金制度を設けるなど、不適切な状態のまま 退去したヤードの後処理を適切にできる方法について検討すべき。 事業者の破産など、管理者が不在となる事態を 想定して、営業保証金等を事前に供託するような 仕組みを導入し、行政代執行が行われないように すべき。	ヤードに廃棄物等を残置する行為は、廃棄物の 不法投棄に該当するため、まずは、ヤードの設置 者に対し、廃棄物処理法に基づき、残置物等を撤 去するよう指導する考えです。

事業者が移転する場合の費用の助成や、移転先の工業団地のあっせんなどの優遇措置を実施すべき。

事業者の低騒音型重機の購入に助成を実施すべき。

近隣の住宅における防音対策や振動対策について、助成を実施すべき。

事業者が行う防音振動対策や移転に対し、補助 金や融資などで費用を援助するシステムを作るべ き。

騒音計や各種測定記録機械を、生活環境の影響を受けている住民に貸し出して、住民が騒音を測定した結果を報告できるようにすべき。

条文等が不明な状態であるので、制定の理由、 背景、条例骨子案について理解しがたい内容であ る。安易に理解できるような内容を提示するか、 条文(案)を提示すべき。 本条例は、県民の生活環境保全上の支障防止を 図ることを目的とし、その目的達成のために、保 管基準等、事業者が事業活動を行うに当たって遵 守すべき事項を定めるものです。事業者が、本条 例の目的達成のために行う措置に要する費用については、事業者が負担すべきものと考えており、 補助・助成制度を設ける考えはありません。

なお、近隣住民の生活環境については、事業者 に生活環境の保全上支障が生じないように必要な 措置を講ずることを義務付け、これを達成するよ う指導することで、保全を図っていく考えです。

測定機器の貸出は予定していませんが、生活環境に支障が生じている場合は、県が立入検査などにより状況を確認したうえで、事業者に対し改善指導等を実施する考えです。

今後、条例制定の理由、背景、規制の内容等に ついて、さらに分かりやすく広報していく考えで す。